

処 分 基 準

令和4年2月1日作成

法 令 名：自転車防犯登録を行う者の指定に関する規則
根 拠 条 項：第9条
処 分 の 概 要：指定法人の指定の取消し
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め：自転車防犯登録を行う者の指定に関する規則 第1条第2項（指定の基準） 第7条（是正又は改善の勧告）
処 分 基 準：自転車防犯登録を行う者の指定に関する規則第9条各号に該当する場合、帰責事由が無い場合又は悪性のごく軽微な場合であって、是正等することができ、現に是正等しようとしているとき等を除き、指定を取り消すこととする。
問 い 合 わ せ 先：岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課犯罪抑止対策係 (058) 271-2424 内線 3043
備 考：